（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に、「平成二十三年三月まで」を「平成二十四年三月まで」に改める。

第二条、第三条第一項及び第二項、第四条並びに第五条中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百九十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令

内閣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十四条第一項、第四十二条第二項及び第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定をすることができる市町村）

第一条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「法」という。）第三十四条第一項の政令で定める市町村は、その区域の全部又は一部が汚染状況重点調査地域内にある市町村とする。

（国による措置の代行）

第二条　法第四章第三節（第三十四条、第三十六条及び第三十七条を除く。）に規定する措置に関する事務を所掌する大臣は、法第四十二条第一項の規定により当該措置を行おうとするときは、あらかじめ、当該措置を行う区域及び当該措置の開始の日を公示しなければならない。当該措置を完了しようとするときも、同様とする。

（権限の委任）

第三条　法第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項から第四項まで、第三十一条第三項及び第四項、第四十九条第二項から第四項まで並びに第五十条第二項から第四項までの規定による環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第四十九条第二項から第四項まで及び第五十条第二項から第四項までの規定による権限にあっては、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第二条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百二十九　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）

内閣総理大臣　野田　佳彦
環境大臣　細野　豪志

省　令

○総務省令第百六十号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条の十七第一項中「及び平成二十三年地方税法等改正法の施行による」を「、平成二十三年地方税法等改正法及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号）の施行による」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の普通交付税から適用する。

○総務省令第百六十一号

地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百九十二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条に次の二項を加える。

62　政令附則第十一条第四十五項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一　避難に適した構造であること。

二　地震及び津波に対して安全な構造であること。

三　津波により浸水した場合に想定される水深を考慮した安全な高さに避難上有効な場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。

63　政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一　誘導灯

二　誘導標識

三　自動解錠装置（地震動を感知した場合に、出入口に設ける戸の施錠装置を自動的に解錠する機能を有する装置（遠隔操作により解錠する機能を併せて有する装置を含む。）をいう。）